

富士見知トク
 :平成元年当時の人口は9万3千391人(平成元年1月31日現在)。最新の統計では11万1千463人(平成31年4月1日現在)。平成の間におよそ1万8千人増加しました。



平成31年 富士見市表彰者紹介 (敬称略)

問 秘書広報課 ☎ 206

4月10日にキラリ☆ふじみで富士見市表彰式が開催されました。市政発展へのご功績をたたえ、表彰を行いましたのでご紹介します。

功労表彰

選挙または議会の同意を得て就任し、地方自治の発展に貢献された方

田中金治(農業委員)

正副町会長として地方自治の発展に貢献された方

池田 清 大久保勇次
 榊原一資 清野善雄
 長坂靖夫

同一職業に20年以上従事され、ほかの模範となる優良技能をお持ちの方

榊原俊行(電気工事業)
 関 静也(理容業)
 長谷勝海(水槽設置工)
 柳川文男(飲食業)
 横山一夫(自動車整備業)

市内各種文化、スポーツ団体の役員として10年以上活動し、功績著しい方

今井八郎(インディアカ連盟会長)
 本多五十鈴(文化協会理事)
 本橋義明(卓球連盟会長)

文化、スポーツなどで優秀な成績を修め、郷土の名誉を高めた方

阿志賀奏(チアダンス)
 伊藤ゆずな(チアダンス)
 加藤桃子(チアダンス)
 蒲地綾音(チアダンス)
 萱沼美結菜(チアダンス)
 北原柚香(空手)

角田 智(テニス)

橋本沙耶(テニス)

東中学校男子バレーボール部

民生委員・児童委員、保護司として社会福祉の増進に貢献された方

尾崎孝好(保護司)
 崎原美紀子(民生委員・児童委員)
 村田伸枝(民生委員・児童委員)

市民の健康管理、保健衛生の向上に貢献された方

青野早苗(母子保健推進員)
 清水典枝(母子保健推進員)
 鈴木洋子(母子保健推進員)
 藤田純子(母子保健推進員)

各種行政事務を通じて市政の発展に貢献された方

多田裕浩(統計調査員)
 門井瑞枝(選挙事務協力員)
 鳩貝 實(選挙事務協力員)
 廣田公大(選挙事務協力員)

善行表彰

交通安全活動を通じて市民生活の安全に尽力し、功績が特に優れた方

佐川洋子(交通安全母の会)
 笹森やさ(交通安全母の会)
 渡邊壽江(交通安全母の会)
 関根弘子(交通指導員)

消防団員として市民生活の安全に尽力し、功績が特に優れた方

加治立己 櫻澤 圭
 田中克弥 津田法和
 柳下天亨 横田彰義
 吉野浩章

篤志表彰

公益の為に30万円相当以上の寄附をされた個人および団体

尾谷昭良 下崎武子
 遠山優里 宮地 澪
 (一社)埼玉県トラック協会
 (株)ノジマ
 筑波ダイカスト工業(株)



新元号の取扱いについて

問 総務課 ☎ 224

5月1日の「平成」から「令和」への改元に伴い、5月1日以降、市の文書は原則として「令和」を用います。

ただし、システムの都合などやむを得ない事情により、「平成31年度」を用いる場合があります。その際は「平成31年度」を「令和元年度」に読み替えていただきますようお願いいたします。

なお、市が発出した文書で「平成」と表示されているものであっても、法律的に効果が変わることなく、有効なものとして取り扱います。



富士見市デマンドタクシー運行開始

問 交通・管理課 ☎ 433

6月1日(土)から富士見市デマンドタクシーの運行を開始します。タクシー料金が半額で利用できます。ただし、1運行の上限補助金額は500円となります。また、1人につき年度内12回まで利用できます。利用するには事前に登録申請が必要です。

※登録申請書を提出後、利用登録証を発行します。

運行期間／6月1日～令和4年3月31日(予定)

(12月29日～1月3日を除く)

※補助金額や利用回数などの運行内容は、平成29年度に行ったデマンド交通実証運行時と異なる点があります。

詳しくは折込みの利用案内パンフレットまたは市ホームページをご覧ください。

登録申請の受付

随時交通・管理課および各出張所、郵送、ファックスで受け付けています。また、右表のとおり出先機関での登録申請の受付を行います。

出先機関での登録申請受付日程

と き		場 所
5月13日(月)	9:30～11:30	ふじみ野交流センター
	13:30～15:30	サンライトホール
5月14日(火)	9:30～11:30	鶴瀬公民館
	13:30～15:30	水谷公民館
5月15日(水)	13:30～15:30	南畑公民館
5月16日(木)	9:30～11:30	みずほ台コミュニティセンター
	13:30～15:30	針ヶ谷コミュニティセンター
5月17日(金)	9:30～11:30	水谷東公民館

必要書類／本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、健康保険証など)

※説明会ではありません。

※本人確認書類を忘れた場合、登録申請ができない場合があります。

口腔がん検診(無料)
口腔がんは長期に放置していると、舌やあごの骨を切除したり、最悪の場合は死に至る怖い病気です。すべての病気は早期発見が大切です。この機会に検診を受けてみませんか。

時間／午前10時～午後1時
対象／市内在住の満40歳以上の方

とき／6月2日(日)午前10時～午後1時
受付…午後0時30分まで
場所／ピアザ☆ふじみ
※駐車場はありません。

内容／歯の無料検診、歯の何でも相談(乳幼児から高齢者まで)、歯みがき指導、簡易フッ素塗布・洗口(塗布…就学前のお子さん、洗口…就学児・大人)、口臭チェック、口腔がん検診(要予約)

主催／富士見市歯科医師会
協力／埼玉県歯科衛生士会朝霞支部

毎年6月4日～10日は、歯と口の健康週間です。歯と口の健康フェアに参加して口内の健康について考えてみませんか。今回も口腔がん検診を実施します。また、歯科医が審査をして、歯の状態が優秀な方を表彰します。ぜひご参加ください。

歯と口の健康フェア
とき／6月2日(日)午前10時～午後1時
受付…午後0時30分まで
場所／ピアザ☆ふじみ
※駐車場はありません。



歯と口の健康 毎年チェックしましょう

問 健康増進センター ☎ 049-252-3771

よい歯のコンクール
8020よい歯のコンクール
とき／5月1日(祝)～6月2日(日)
場所／市内歯科医院および歯と口の健康フェア会場
対象／65歳以上の方
親子よい歯のコンクール
とき／6月2日(日)
場所／歯と口の健康フェア会場
対象／平成27年4月2日生まれ～平成28年4月1日生まれのお子さんとお母さんまたはお父さん





軽自動車税の減免制度

☎ 348 税務課 諸税係

身体障がい者などの減免

対象／身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）、戦傷病者手帳をお持ちで、障がい

※軽自動車など普通自動車の両方をお持ちの方は、いずれか1台のみ減免の対象になります。昨年度減免を受けた車両をお持ちの方には、申請書を郵送します。

常時介護する方が運転する場合も対象になります。

※手帳をお持ちの方と生計を同一にする方が所有する車を手帳をお持ちの方のために専ら運転する場合や、障がい者などのみで構成される世帯の方が所有する車を

生活扶助を受けている方の減免

対象／生活保護法の規定により生活扶助を受けている方が所有・使用する軽自動車など

対象／生活保護法の規定により生活扶助を受けている方が所有・使用する軽自動車など

【共通事項】

申請期限／5月24日（金）

申請方法／次のものを持参し、税務課で申請してください。

- 障害者手帳など(障がい者などの減免の方)
 - 生活保護受給証明書(生活扶助の方)
 - 平成31年度軽自動車税納税通知書
 - 印鑑
 - 運転免許証
 - 車検証の写し
 - 納税義務者のマイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード
 - そのほか、要件を満たすために必要な書類
- ※手帳をお持ちの方と車を所有する方が同じ世帯でない場合は、健康保険証など同一生計であることが確認できるものも必要です。
- 注意／納付してしまうと対象になりません。



後期高齢者医療保険料軽減特例の見直し

☎ 321 保険年金課 老人医療係

後期高齢者医療制度では、所得の少ない方の保険料について、世帯の所得状況に応じて均等割額の7割（特例措置で9割または8.5割）、5割、2割が軽減されてきましたが、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて、平成31年度以降見直されます。

軽減特例措置の段階的な縮小・廃止

これまで軽減特例措置として9割または8.5割が軽減されてきた方は、下表のとおり、段階的に軽減特例措置が縮小・廃止されます。

従来、後期高齢者医療制度創設時の暫定的な措置としてさまざまな軽減特例措置を講じてきました。今回の見直しは被保険者が増加し、医療費が増加する中で、本制度の持続性を高めるために行われます。

対象者の所得要件	本来の軽減割合	均等割額の軽減割合			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)		9割	8割	7割	

軽減特例措置対象の方へ

平成30年度に9割軽減だった方への措置

- 介護保険料の軽減強化
- 年金生活者支援給付金の支給 など

※住民税課税者が同居している場合は対象となりません。
※年金生活者支援給付金の支給額は納付実績などに応じて異なります。

平成30年度に8.5割軽減だった方への措置

- 1年間に限り実質上8.5割軽減に据え置き (年金生活者支援給付金の支給の対象にならないことなどを踏まえ、急激な負担の増加を緩和するため)

例) 単身世帯で年金収入80万円のみの方の場合

平成30年度(9割軽減)	平成31年度(8割軽減)
年間保険料 4,170円	年間保険料 8,340円
均等割額 4,170円	均等割額 8,340円
(37,530円軽減)	(33,360円軽減)





町会長・副町会長が新たに委嘱されました

問 協働推進課 ☎ 256

地域と行政を結ぶ町会長・副町会長が、4月1日付で新たに委嘱されました。任期は令和3年3月31日までの2年間です。

町会長・副町会長の主な仕事

- 町会内住民からの市への要望などの取りまとめや連絡
 - 市から市民への連絡や情報の伝達
 - 町会内の円滑な運営のための連絡調整
 - 市や公的機関が発行する回覧文書などの取りまとめ、配布
 - 日本赤十字会員増強運動(活動資金募集)や共同募金、社会福祉協議会会員会費、交通災害共済のとりまとめなど
 - 統計調査員、民生委員・児童委員、母子保健推進員などの各種委員の推薦
 - 防犯大会・防災訓練および研修、交通安全キャンペーンへの参加など
- このほか、行政や関係機関が主催する各種行事への協力・参加をしています。
- 災害への備え、援護を必要とする方の見守りなど、住みよい地域づくりを支える地域のリーダーとして、町会長・副町会長の活躍が期待されます。

町会名	町会長	副町会長
山室町会	小林 繁和	小島 正敏
諏訪1丁目町会	南波 保	齋藤 英之
諏訪2丁目町会	梅澤 忠和	清野 勉
前谷町会	伊藤 恵一郎	幕内 昭彦
羽沢3丁目町会	星野 晃	薄 修
鶴馬1丁目町会	萩原 学	鎌田 正則
渡戸東町会	栗原 実	堀家 正靖
渡戸3丁目町会	清野 善雄	渡邊 武和
羽沢1丁目町会	世羅 陽一郎	(未定)
勝瀬町会	大澤 精十郎	内田 幸治
羽沢2丁目町会	関本 忠男	荊木 隆二
上沢1丁目町会	池田 清	登石 雄三
上沢2丁目町会	飛田和 照美	森嶋 立美
鶴瀬東1丁目町会	島田 清	竹田 浩志
鶴瀬東2丁目北町会	吉田 英生	吉田 英敏
鶴瀬東2丁目南町会	浅井 孝	小沼 元廣
シティヴェールふじみ野町会	沼口 敏一	宮本 明夫
勝瀬西町会	萩原 豪	横山 一夫
アイムふじみ野町会	北原 申明	土井 雅幸
鶴瀬西1丁目二葉町会	沖田 文子	富田 佳孝
鶴瀬西1丁目西町会	服部 正英	高市 均
鶴瀬西2丁目西町会	笠原 敬一	瓜生 容子
鶴瀬西2丁目南町会	瀬尾 英樹	大矢 奈苗
鶴瀬西2丁目北町会	川添 生治	杉山 勝巳
鶴瀬西2丁目栄町会	川村 富晴	大森 久美子
鶴瀬西3丁目東町会	古賀 正信	猿渡 栄彦
鶴瀬西3丁目西町会	山本 昇一	中村 和夫
上沢3丁目町会	清田 正志	出井 隆志

町会名	町会長	副町会長
関沢2丁目東町会	秋内 清	辻 利枝
関沢2丁目旭町会	春日 忻皓	伊藤 隆義
関沢3丁目東町会	新井 隆夫	桧山 政雄
関沢3丁目西町会	庄司 光國	左近 龍二
西みずほ台1丁目南町会	中村 章	石井 敏夫
西みずほ台3丁目町会	齋藤 健	木村 好朗
鶴馬関沢町会	正東 三男	卯月 孝幸
打越町会	島倉 巖	江澤 康夫
東みずほ台2丁目町会	細谷 悦透	萩元 喜久雄
東みずほ台3・4丁目町会	吉田 廣子	大串 義治
水谷第1町会	金子 栄治	岩崎 宏幸
水谷第2町会	戸塚 正義	新井 義三
水谷第3町会	大久保 勇次	米山 隆二
水谷第7町会	安藤 隆一	齋藤 紀子
東みずほ台1丁目町会	大久保 吉博	(未定)
針ヶ谷1丁目町会	高崎 幸雄	小澤 茂雄
針ヶ谷2丁目町会	横山 博	神山 稔
西みずほ台2丁目町会	三崎 茂	島根 元次
水谷東1丁目町会	加藤 公司	神保 文子
水谷東2丁目町会	松島 義昭	(未定)
水谷東3丁目町会	清水 実	萩原 賢一
榎町町会	秋吉 正雄	芹澤 剛
南畑第1町会	新井 利治	吉野 欽三
南畑第2町会	坂間 明夫	安藤 啓一郎
南畑第3町会	中嶋 宣之	木村 久志
南畑第4町会	吉川 福治	長堀 博昭
南畑第5町会	谷澤 五雄	桶田 修平

(敬称略)

※未定の町会は、決まり次第市ホームページでお知らせします。



若者のための 学び直し相談窓口開設

経済的理由や友人関係などさまざまな理由で、高校進学を断念した方や中退した方、高校卒業を目指しませんか。授業料や手続きの仕方などの悩みを相談できる窓口を4月から開設しています。

とき／毎月第4金曜午後3時～7時

場所／鶴瀬公民館

対象／中学校を卒業している高校進学・卒業希望者、また、その保護者・関係者など

申込み／①氏名②電話番号③希望日をFAXまたは電話でお伝えください。

※市ホームページからも申込可

☎ 子ども未来応援センター

☎ 049-252-3773 **FAX** 049-252-3772



町会に 加入しましょう

☎ 協働推進課 **☎** 256

地域を支える町会活動

市内には55の町会があります。町会は地域の住民が話し合い、助け合い、交流を深めながら、豊かな住みよいまちづくりを目指して、次のような自主的な活動を行っています。

安心安全のまちづくり

防災訓練、自主防犯パトロール、防犯灯の管理、子どもの登下校時の見守り活動など

生活環境の向上

資源回収、地域の美化活動、公園の花壇の管理など

地域コミュニティ

地域のお祭り、地区体育祭、敬老会、高齢者サロン、青少年健全育成活動など

その他

広報『富士見』の配布や各種情報の回覧、各種募金活動への協力など

町会へ加入するには

町会への加入は町会役員にお申し込みください。町会役員が不明のときは、協働推進課へお問い合わせください。町会長・副町会長は市ホームページの「町会と地域コミュニティ」からもご覧いただけます。



男性の風しん予防接種 種が始まりました

☎ 健康増進センター **☎** 049-252-3771

平成30年7月以降30～50代の男性を中心に風しん患者数が増加しました。感染の拡大と先天性風しん症候群を防ぐため、国は風しんの定期予防接種を開始しました。

先天性風しん症候群とは

免疫のない女性が妊娠初期に風しんに感染した場合、生まれた赤ちゃんの目や耳、心臓に疾患が生じてしまう先天的な合併症

対象／昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
※昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの対象者には4月下旬ごろにクーポン券を送付します。

※昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの対象者が検査を希望する場合は健康増進センターにご連絡ください。希望者にクーポン券を送付します。

実施方法／クーポン券を持参し、医療機関などで風しん抗体検査を受けてください。

①抗体価が高い方は終了

②抗体価が低い方は麻しん風しん混合予防接種を受ける。

費用／無料(抗体検査、予防接種)

実施機関／

全国の医療機関など(厚生労働省ホームページ参照)

※実施機関以外で検査や予防接種を受けたい方は事前に健康増進センターへ連絡してください。



不育症検査費助成 事業の開始

4月1日から不育症検査費助成事業が始まりました。

申請には不育症検査実施証明書や領収書、明細書などが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

対象／次の要件をすべて満たす方

- 夫婦または妻が不育症のリスク因子を特定するために医師が必要と認めた一連の検査を受けている(検査開始が平成31年4月1日以降のもの)。
- 2回以上の流産、死産、早期新生児死亡の既往がある、または医師から不育症の判断がある。
- 富士見市に夫婦の双方または一方の住民票がある。
- 県内他市町村で不育症検査助成を受けていない。
- 検査開始時の妻の年齢が43歳未満
- 検査開始日～終了日の期間が1年未満(1年を超える部分は助成対象外)
- 指定医療機関または助成対象医療機関で検査を受けている。

申請期間／不育症検査終了日から60日以内

助成回数／夫婦1組につき1回

助成内容／上限2万円

☎ 子ども未来応援センター **☎** 049-252-3773



住宅リフォーム助成制度

問 産業振興課 ☎ 383

「住」み続け「宅」なる住宅

居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者により個人住宅をリフォームする場合、経費を一部助成します。

対象／次のすべての要件に該当する方

- ・市内に住民登録のある方
- ・市税の滞納がない方
- ・平成23～30年度に本制度の補助を受けていない方

対象住宅／申請者が所有・居住している市内の住宅

対象工事／次のすべての要件に該当すること

- ・市内に事業所を有する施工業者が行う工事
- ・工事費が20万円以上（税抜）で、工事と費用の支払いが令和2年3月31日までに完了すること
- ・建物全体の内外装の修理・修繕の工事および床面積の変更がない増改築工事など



- ・工事の対象箇所が本市のほかの助成制度などの対象となっていないこと

補助金額／費用の5%に相当する金額（千円未満切捨て、上限10万円）

※予算がなくなり次第終了
申請用紙の配布／産業振興課で配布します。市ホームページからも入手できます。

交付決定前に工事を着工してしまうと助成の対象となりません。必ず交付決定後に工事を始めてください。



あなたと家族の命を守るために耐震補強を

問 建築指導課 ☎ 422

旧耐震基準の住宅などの耐震診断に係る費用や耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。ぜひご検討ください。

対象住宅／昭和56年5月31日以前に建築された住宅や分譲マンションなど

対象者／次のすべての要件に該当する方

- ・市内に住所を有している方で、本人または1親等以内の親族が所有する住宅に居住している方
- ・市税の滞納がない方

※分譲マンションの場合は管理組合などで決議がなされていること

補助金額／

	耐震診断料	耐震改修工事費
戸建て住宅	3分の2 (上限7万円)	5分の4 (上限100万円)
分譲マンション	3分の2 (上限150万円)	3分の1または23% (上限2500万円)

申込期限／**診断**：令和2年1月

改修：12月

申請用紙の配布／建築指導課で配布しています。市ホームページからも入手できます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



危険なブロック塀などの撤去費用を支援します

問 建築指導課 ☎ 422

劣化やひび割れ、傾きなどが発生している危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。ぜひご検討ください。

対象ブロック塀など／

- ・ブロック塀、石・レンガなどの塀、万年塀やコンクリート製の塀など
- ・道路などに面し、高さ1.2mを超えるもの（土留擁壁の高さを含む）
- ・「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検調査で不適合があるもの

対象者／次のすべての要件に該当する方

- ・塀の所有者・管理者（複数の場合は工事の実施を承諾していること）
- ・市税の滞納がない方
- ・補助対象の塀において、ほかの補助金の交付を受けていないこと（同一敷地の申請は1回まで）

補助金額／

撤去に要する費用の2分の1または撤去する塀の長さ1mにつき5,000円のいずれか少ない額(上限:10万円)

申込期限／令和2年2月ごろ

申請用紙の配布／建築指導課で配布しています。市ホームページからも入手できます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



人事異動(4月1日付)

問 職員課 ☎ 218

市長部局
【部長級】
 総務部理事「入間東部地区事務組合派遣」(志木地区衛生組合常任副管理者) 洪川久▽自治振興部長(自治振興部副部長兼協働推進課長事務取扱) 古寺優一▽建設部長(建設部副部長兼建築指導課長事務取扱) 落合慎二
【副部長級】
 建設部副部長兼道路治水課長事務取扱(建設部道路治水課長) 森田善廣
【課長級】
 政策企画課長(県から) 濱島寛明
 ▽情報システム課長(議会事務局次長) 櫻井勤▽契約検査課長(情

報システム課長) 佐々木恵司▽協働推進課長(総務課副課長) 荒田和久▽鶴瀬西交流センター所長兼みずほ台コミュニケーションセンター館長(鶴瀬西交流センター所長) 皆川賢治▽税務課長(総務課副課長) 加治幸憲▽福祉課長兼プレミアム付商品券事業推進室長(福祉課長) 新井益雄▽まちづくり推進課長(県から) 栗林直樹▽建築指導課長(建築指導課副課長) 高野秀明
【課長級】
 農業委員会事務局局長(契約検査課長) 谷合正史

教育委員会
【部長級】
 教育部長「学校教育担当」(県教育委員会から) 齊藤宏
【課長級】
 生涯学習課長(税務課長) 深迫国宏▽オリンピック・パラリンピック担当課長(生涯学習課長) 鳥海謙一▽学校教育課長兼指導主事(小中学校連携教育推進担当課長兼指導主事) 武田圭介▽小中学校連携教育推進担当課長兼指導主事(県教育委員会から) 石井勝博

退職 (3月31日付)
【部長級】
 市川信男(自治振興部長)▽柴崎照隆(建設部長)▽北田裕一(教育部長「学校教育担当」)(県教育委員会帰任)
【課長級】
 鯉沼拓巳(政策企画課長(県帰任))▽小久保由明(志木地区衛生組合派遣)▽稲益伸二(みずほ台コミュニケーションセンター館長兼みずほ台出張所長)▽高野和則(まちづくり推進課長(県帰任))▽嶋田幹雄(農業委員会事務局長)▽小林正剛(学校教育課長兼指導主事(県教育委員会帰任))



平成31年度市税納期一覧

問 収税課 ☎ 359

市税は、それぞれの納期限までに納付をお願いします。今年度の納期限は下表のとおりです。口座振替の場合は納期限日ごとに引落としとなります。

	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税
5月		第1期 31日	第1期 31日	
6月	第1期 7月1日			
7月		第2期 31日		第1期 31日
8月	第2期 9月2日			第2期 9月2日
9月				第3期 30日
10月	第3期 31日			第4期 31日
11月				第5期 12月2日
12月		第3期 25日		第6期 25日
1月	第4期 31日			第7期 31日
2月		第4期 3月2日		第8期 3月2日
3月				第9期 31日

- 納税は便利な口座振替をご利用ください。
 - 銀行のキャッシュカードで口座振替の申込みが可能です(ペイジー口座振替受付サービス)。
- ※旧元号記載の部分は、新元号に読み替えをお願いします。

市税などの納付方法

	口座振替	銀行 など	コン ピニ	モバイルレジ	
				インターネット バンキング	クレジット カード
納付 方法	銀行口座 から引落し	窓口	レジ	インターネット バンキング納付	クレジット カード納付
納付 時間	—	営業 時間	24時間365日		
限度額	上限なし		1件30万円まで		
納税者 負担	負担なし				納付額に 応じて手数料

※詳しくは市ホームページをご覧ください。





空き店舗を利用する新規出店者を支援します

補助金額

問 産業振興課 ☎ 253

市内の空き店舗を活用して創業する新規出店者などに対して、店舗の改装工事費や賃借料の経費の一部を助成します。

対象／出店区域の商店会の推薦を受けている次のいずれかの事業者

- 商店街など（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）
- 新規出店者（個人または法人）

対象物件／過去に商業用店舗として使用された実績があり、3か月以上継続して空き店舗となっている物件

- ※次のいずれかに該当する物件は除く
- 大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナント
- 店舗部分が3階以上にあるもの
- 店舗兼住宅の場合、住宅部分と店舗部分が明確に区別できないもの

対象事業／2年以上の継続営業が見込まれる次のいずれかの事業

- 商店街などが実施する共同事業
- 新規出店者が行う小売業、飲食業またはサービス業
- そのほか、商店街や新規出店者などが行う事業で、商店街の振興および地域の活性化に寄与すると市長が認める事業

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
改装工事などに係る経費	3分の1以内	30万円	初年度のみ1回
賃借料(敷金・礼金を除く)	2分の1以内	5万円/月	12か月間以内

※補助限度額：1件につき90万円まで

受付期間／予算がなくなり次第終了
申請書の配布／産業振興課で配布しています。市ホームページからも入手できます。

交付決定前に改装工事などの着工をしてしまうと助成の対象となりません。必ず交付決定後に工事を始めてください。



富士見市産業振興基金を活用してがんばる事業者を支援します

問 産業振興課 ☎ 253

市内中小企業などの競争力強化および地域産業の活性化を図るため、「富士見市産業振興基金」を活用して市内中小企業者などが新たにに取り組む事業に対して、経費の一部を助成します。
※申請の条件、手続きの流れ、必要書類など詳しくはお問い合わせください。

受付期間／予算がなくなり次第終了
申請書の配布／産業振興課で配布しています。市ホームページからも入手できます。

交付決定前に改装工事などの着工をしてしまうと助成の対象となりません。必ず交付決定後に工事を始めてください。

補助金名称	中小企業チャレンジ支援事業補助金				認定農業者等チャレンジ支援事業補助金
	経営改善事業	研究開発事業	人材育成事業	販路開拓事業	
補助対象者	市内に事業所を有する「埼玉県経営革新計画承認企業」または「埼玉県チャレンジ経営宣言登録企業」	市内に事業所を有する製造業・情報通信業を営む個人または法人	市内に事業所を有する個人または法人の代表者およびその従業員	市内に事業所を有する個人または法人など	市内の認定農業者(個人・法人)または、認定新規就農者
主な補助対象経費	現に営業している市内の店舗における改修工事に要する費用	特許出願および出願審査請求に要する経費	資格取得を伴う講習会の受講に要する受講料およびテキスト代	ホームページの新規作成およびリニューアルにかかる経費	新たに作付する農産物に使用する農機具や園芸用ハウスなどの資材、加工用施設・機械など
補助率	3分の1	2分の1		3分の1	2分の1
補助上限額	30万円	10万円	2万円	5万円	50万円



地域・観光情報発信アプリ ココシル☆ふじみ

☎ 地域文化振興課 ☎ 252

イベント・地域・観光情報をあなたのスマートフォンにお届け

ココシル☆ふじみでは、お出かけ情報やお得な情報など、知っているのとちょっと嬉しい情報を配信しています。イベント開催のお知らせも届くので、週末のお出かけ先を選ぶ時にも便利です。

アプリのダウンロードは無料です。ぜひ、ココシル☆ふじみをご利用ください。



ココシル☆ふじみトップ画面

ココシル☆ふじみダウンロード方法

アプリ検索で「ココシル」と検索。「ココシル」をダウンロード後、「ココシル☆ふじみ」を選択（下記コードからもダウンロードできます）

※アプリは無料ですが、通信料がかかりますのでご注意ください。



作成・運用／富士見市地域活性化研究会



空家を利用して事業 を行う方を支援します

☎ 建築指導課 ☎ 418

空家を利用して地域コミュニティの活性化などを目的に事業を行う場合、改修工事費の一部を補助します。興味のある方は、ぜひご相談ください。

対象住宅／昭和56年6月1日以降に建築された一戸建ての住宅（住宅部分が2分の1以上の併用住宅を含む）で1年以上居住および使用していないもの

対象者／次のすべての要件に該当する方

- 所有者またはその相続人もしくは対象の空家を賃借・購入しようとする方
- 市税の滞納がない方
- 事例として紹介されることに同意いただける方

補助金額／費用の3分の2に相当する額(上限:80万円)

申込期限／12月まで

申請用紙の配布／建築指導課で配布しています。市ホームページからも入手できます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎ 049-252-7181
【相談日】月～金曜 10:00～12:00、13:00～15:30

「簡単にお金を稼げます」という 甘い誘い文句に気をつけて！

インターネットなどで「誰でも稼げる」「短時間で高額報酬」という広告を目にしたことはありませんか。こうした広告を信じて連絡し、ギャンブル必勝法やネットビジネスの成功術の書籍・DVDなどのいわゆる「情報商材」を高額で購入したが、結局収入が得られなかったという相談が多く寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- 簡単に高収入が得られるということはありません。儲け話を信用して契約しないようにしましょう。
- 情報商材の購入をきっかけに、教材やコンサルティングなどの契約を迫られる場合もあるので注意が必要です。



補助金を利用して空家を 除却(解体)しましょう

☎ 建築指導課 ☎ 418

生活環境の保全および安全で安心なまちづくりを推進するため、空家の除却(解体)工事に係る費用の一部を補助します。ぜひこの機会にご検討ください。

対象住宅／昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅（住宅部分が2分の1以上の併用住宅を含む）で1年以上居住および使用していないもの

対象者／次のすべての要件に該当する方

- 所有者またはその相続人
- 市税の滞納がない方
- 個人

補助金額／費用の3分の1に相当する額(上限:30万円)

申込期限／令和2年1月まで

申請用紙の配布／建築指導課で配布します。市ホームページからも入手できます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

そのほか／補助金を利用して空家を除却した場合、住宅用地特例が解除された空家除却後の土地に係る固定資産税・都市計画税が減免されます。



市議会6月定例会のお知らせ
 6月定例会は、6月4日(火)開会の予定です。6月定例会で審議する請願・陳情は、5月20日(月)正午までに提出してください。詳しくはお問い合わせください。



議長 篠田 剛 氏
 所属会派：公明党
 当選回数：3回

市議会議長を選出
 平成31年3月18日の富士見市議会定例会で、議長に篠田剛氏が選出されました。



市議会からのお知らせ
 問 議会事務局 ☎ 166



上下水道に異常があるときに5・6月の当番店

問 水道課 ☎ 525 下水道課 ☎ 427

宅地内で突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生したときは、市が指定する下記の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください(修理代自己負担)。

※工事店の都合により、当番店を変更することがあります。
 ※マンション・アパートなどは管理者へ連絡してください。

5月				6月			
日	曜日	工事店名	電話番号	日	曜日	工事店名	電話番号
1	祝	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418	1	土	(有)高野水道工業所	049-251-3937
2	休			2	日	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418
3	祝	協和工業(株)	049-252-2188	3	月		
4	祝			4	火	協和工業(株)	049-252-2188
5	祝	(有)三枝鉄工所	049-254-2036	5	水		
6	振			6	木	(有)三枝鉄工所	049-254-2036
7	火	(有)松崎工業所	049-251-3961	7	金		
8	水			8	土	(有)武井設備	049-258-3525
9	木	(有)篠田設備	049-252-0858	9	日		
10	金			10	月	岩田工業所	048-472-1026
11	土	(有)富田設備工業所	049-251-1046	11	火		
12	日			12	水	(有)神保水道	049-253-3515
13	月	(有)武井設備	049-258-3525	13	木		
14	火			14	金	(株)三栄工業	049-251-0719
15	水	岩田工業所	048-472-1026	15	土		
16	木			16	日	(有)斉藤水道工業所	049-251-1363
17	金	(有)神保水道	049-253-3515	17	月		
18	土			18	火	(有)吉見水道	049-251-8387
19	日	(有)斉藤水道工業所	049-251-1363	19	水		
20	月			20	木	(有)松崎工業所	049-251-3961
21	火	(株)三栄工業	049-251-0719	21	金		
22	水			22	土	(有)篠田設備	049-252-0858
23	木	(有)吉見水道	049-251-8387	23	日		
24	金			24	月	(有)富田設備工業所	049-251-1046
25	土	(有)松崎工業所	049-251-3961	25	火		
26	日			26	水	(有)高野水道工業所	049-251-3937
27	月	(有)篠田設備	049-252-0858	27	木		
28	火			28	金	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418
29	水	(有)富田設備工業所	049-251-1046	29	土		
30	木			30	日	協和工業(株)	049-252-2188
31	金	(有)高野水道工業所	049-251-3937				

管工事業協同組合事務所
 ☎ 049-255-5611 (月～金曜午前9時～午後4時)



AEDの貸出

問 協働推進課 ☎ 258

多くの市民が参加する行事で、参加者などが心肺停止状態に陥った場合に備え、市では行事の主催団体にAED(自動体外式除細動器)を貸し出しています。

対象団体・行事

おおむね10人以上の参加者が見込まれる次の行事

- 町会、自治会、まちづくり協議会、NPO団体などの市民団体が主催する行事
- 市が主催、共催、後援または協力をする行事
- そのほか市長が適当と認める行事

※営利を目的として開催される行事を除く。

貸出条件

- 医師などの医療従事者または消防機関などが実施する普通救命講習などを修了している者を会場に配置するよう努めること
- 行事の開催時には、会場にAEDが備えていることを周知するよう努めること

貸出期間

貸出日から7日以内

貸出(返却)場所

協働推進課

※手続き方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



あなたの家、空家バンクに登録しませんか

問 建築指導課 ☎ 418

空家の流通を促進するため、不動産関係団体と連携して空家バンクを運営しています。

空家の売却・賃貸を希望している方は、ぜひ空家バンクへの登録をご検討ください。

空家の相続などが終わっていない方でも相談先などを紹介できますので、気軽にご相談ください。